

関係法令

- 特定非営利活動促進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
- 組合等登記令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
- 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例・・・・・・・・・・187
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例・・・・・・・・・・191
- 笠松町特定非営利活動促進法施行細則・・・・・・・・・・193
- 笠松町特定非営利活動促進法施行細則様式集・・・・・・・・195

特定非営利活動促進法
(平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する

法律の要点、用語等の解説

○ 法人格取得の効果と責務

効果 団体の社会的認知、団体名で法律行為(契約・登記等)、組織の継続性・同一性保持、事業の発展拡大等

責務 法人としての組織整備、事業報告書等の情報公開、所轄庁への年次報告、納税義務等

○ 法人の設立に関する一般法としては民法があるが、本法はその特別法的な位置づけにある。民法等に基づいて法人格を取得するには、法人となるまでにかなりの時間と手間がかかるが、ボランティア団体をはじめとする N P O (民間非営利組織)に、簡易、迅速な手続きのもとで広く法人格を与えようとするのが、本法の趣旨である。

○ 「ボランティア活動」を挙げているのは、単なる例示であって、この法律の対象がボランティア活動に限定されるものではない。

○ 「特定非営利活動」の定義

① 「別表」に掲げる 20 項目の活動のどれかに該当すること。

② 「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与することを目的とする活動であること。

○ 現在いわゆる市民活動として行われているものの大部分は、別表に掲げる 20 項目の何れかに該当すると思われるが、ここに列挙されている 20 項目のどれにも該当しない場合は、この法律にいう「特定非営利活動」にはあたらないことになる。

○ 20 項目の分野の何れに該当するかの判断

・ 認証を申請する団体は、どの項目に該当するかを自ら判断。

・ 所轄庁は「社会通念」に照らし合わせて、具体的には、定款、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書等により判断。

○ 「不特定かつ多数のものの利益」とは、特定の人や特定の団体の利益ではないということで、いわゆる「公益」と同義であり、

団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

社会全般の利益を指すものと解されている。

○ 「特定非営利活動法人」の定義

- ① 特定非営利活動を行うことを「主たる目的」とすること。
- ② 本項一号のイ・ロに該当する団体で、「営利を目的としない」こと。
- ③ 本項二号のイ・ロ・ハに該当する団体であること。
- ④ 本法によって設立された法人であること。

○ 「特定非営利活動を行うことを主たる目的」とするか否かの判断基準

- ・ 定款、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書等により、社会通念に従って総合的に判断される。なお、「特定非営利活動」以外の活動を「従たる活動」として行うことは差し支えない。
 - ・ 複数の活動を行っている場合、別表の20項目に該当する活動を「主たる目的」とすることが必要。
- 「特定非営利活動」以外の「従たる活動」として想定されるもの
- ・ 別表に掲げる20項目の活動以外の活動
 - ・ 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的」としない活動
- 「営利を目的としない（非営利）」とは、剰余利益を構成員（社員）に分配することを目的としないことをいい、利益を伴う行為を一切行ってならないというものではない。
- 労働の対価の支払いは利益の分配とみなされず、有償ボランティアなども本規定に反するとはいえない。
- 本規定は、「収益事業」を行うことを否定するのではなく、その利益の分配を目的とすることを禁ずるものである。従って、利益分配を目的とせず、第二条第一項の「特定非営利活動」を行うことを「主たる目的」とする範囲内（支障のない範囲内）で収益事業を行うことができる。
- 「社員」とは、特定非営利活動法人を構成する者のことで、具体的には、総会で議決権を有する者のことをいう。なお、一般的には、団体を構成する者のことを「会員」と呼ぶことが多いが、本法では、民法に準じて「社員」という言葉で表している。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

○ 「社員の資格の得喪」については、定款で定められる（第十一条第一項第五号）が、自然人に限定されておらず、法人も社員になり得る。

○ 特定非営利活動法人として認証を受けるためには、「十人以上の社員」を有することが必要とされる（第十二条第一項第四号）。

○ 「不当な条件」とは、例えば「一般の人が参加できないような高額な会費」や「宗派や卒業学校等による限定」など。

○ 報酬を受ける役員が「役員総数の三分の一以下」であることについては、役員の三分の一は報酬を受け取ってもよいが、報酬を受け取らない人が三分の二いて、民間企業でいえば社外重役のように法人をチェックする機能を期待するため。

○ 「宗教活動」については、憲法の「信教の自由」の保障に鑑み、宗教団体の設立、管理監督の面で慎重な規定を設ける宗教法人法による法人格取得の途が用意されており、宗教活動を行うことを主たる目的とする団体は、特定非営利活動法人一般の設立、管理監督について定める本法の対象とするのになじまないという考えによるものである。

○ 「政治上の主義」とは、例えば自由主義、資本主義、共産主義など、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理・原則（いわゆる「イズム」）をいい、これの推進、支持、反対を主たる目的とする団体については、政治活動の自由を尊重する観点から、その管理監督については、行政庁の介入を極力避けるため、特に慎重な配慮が要請されるものであり、特定非営利活動一般を対象とする本法の対象とするのになじまないという考えによるものである。

なお、このような団体については、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（政党法人格付与法）」による法人格取得の途も用意されているところである。

○ 「政治上の主義」は、「政治上の施策（公害の防止、自然保護、老人対策等、政治によって実現しようとする具体的なもの）」とは区別される。例えば、環境を守る会など

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

政治上の具体的な施策の推進・支持・反対を目的とする活動は、本規定に該当しないと解される。

○ 「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

○ 「政党」の推薦、支持等に関しては、第三条第二項においても「特定の政党のために利用してはならない」とされているところである。

○ 特定非営利活動法人は、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として「市民が行う自由な社会貢献活動」としての特定非営利活動を行うものであるから、その目的達成のためのバランスのとれた活動計画の下で、その一つ一つの事業を実施しなければならないものであり、「特定の者の利益を目的」として事業を行ってはならない。

○ 「特定の政党のために利用する」ことの禁止は、特定非営利活動法人が政党団体化し、特定の政党の党利党略に利用され、そのための政治活動を行うようなことがあってはならないという原則を示している。

○ 本法によって設立した法人は、例えば「特定非営利活動法人〇〇〇〇」等と、表示することになる。

○ 「その他の事業」は次の二つの要件に違反しない限りにおいて認められる。

① その行う特定非営利活動に係る事業（本来事業）に支障がないこと。

（支障がないかどうかは、その事業の規模、業種等について、社会通念に従って判断すると解される。）

② 利益を本来事業に充てること。

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

○ 前項の規定を担保するために、その他の事業に関する会計は、本来事業に関する会計から区分し、「特別の会計として経理」しなければならない。

○ 「主たる事務所の所在地」とは、法人の最高首脳部が存在する場所、すなわち法人の活動の中心をなす場所であり、実際には定款及び登記によって決まる。

○ 「事務所」とは、人又は法人等の事業の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、少なくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、継続的にその場所で業務が行われることを必要とすると解されている。

○ 「政令」とは、「組合等登記令」をいう。

○ 設立時（第十三条第一項）、合併時（第三十九条第一項）には登記をすることによりその効力が発生する。登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出する義務が定められており（第十三条第二項、第三十九条第二項）、所轄庁はこれにより登記の事実を確認できる。

○ 「認証」の意味は、ある行為が法令に適合しているかどうかを審査し確認をして、その判断を表示する行為をいう。本法第十二条において、「所轄庁は・・・適合すると認めるときは、その設立を認証しなければ

- 一 定款
- 二 役員に係る次に掲げる書類
 - イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）
 - ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの
- 三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面
- 五 設立趣旨書
- 六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）
- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用その他の内閣府で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書

ばならない」となっているところである。

- 講学上は、①特許主義（法人を設立するために特別の法律の制定を必要とするもの）、②許可主義（設立を許可するか否かを主務官庁の自由裁量にゆだねるもの）、③認可主義（法律の定める要件を具備して主務官庁の認可を申請すれば必ず認可を与えなければならないもの）、④準則主義（法律の定める組織を備え、一定の手続によって公示したときに法人の成立が認められるもの）等が挙げられる。
 - ・ 特定非営利活動促進法においては、所轄庁が認証の基準に合致しているかどうかを判断して、これに法人格を与えようとするものであるから、講学上は、いわゆる認可主義に該当するものと思われる。
 - ・ ただ、所轄庁は、①団体が認証の基準を満たしているときには「認証しなければならないこと」、②認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、三月以内に行わなければならないとされていること、そして③これらの判断は、原則として第十条第一項所定の書面によって行うものとされること、さらに、④「認証」という文言が使われていること等に鑑み、準則主義的なニュアンスを強めた認可主義ということができる。

（設立の認証の申請書に、添付しなければならない書類）

- 一号の定款から八号の活動予算書までの書類
- 「役員」は、理事三人以上、及び監事一人以上を置かなければならない（第十五条）。
- ・「第二十条各号」…（役員の欠格事由）
 - ・「第二十一条の規定」…（役員の親族等の排除）
- 「報酬を受ける者」は、役員総数の三分の一以下であること。
- 「十人以上」の社員がいることが設立の認証の基準（第十二条第一項第四号）であり、十人いることが証明できればよい。なお、十人を超える社員についても出すことができる。
- 「社員」とは、特定非営利活動法人を構

を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

成する者のことで、具体的には、総会で議決権を有する者のことをいう。

○ 「社員の資格」については、定款で定められるが、自然人に限定されていないので、法人も社員になることができる。

○ 「公告」の方法及び「縦覧」の場所等については、条例又は規則等により定められることになる。

○ 所轄庁は、次の書類を、申請書を受理した日から二月間、指定した場所において「公衆の縦覧」に供しなければならない。

① 定款

② 役員名簿

③ 設立趣旨書

④ 事業計画書

⑤ 活動予算書

- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定によ

○ 所轄庁は、認証の申請が、次の1から4に適合すると認めたときは、その設立を認証しなければならないとされている。

- 1 「設立の手續」並びに「申請書」及び「定款の内容」が法令の規定に適合していること。
- 2 申請に係る特定非営利活動法人が「次のいずれにも該当」する団体であって、「営利を目的としない」ものであること。
 - ① 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ② 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ⑤ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 3 当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。

り不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、そ

4 十人以上の社員を有すること。

○ 所轄庁は、第十条第二項の規定による二週間の申請書を受理した日から、三月以内に、認証又は不認証の決定をしなければならない。(正当な理由がない限り)

○ 所轄庁は、「不認証」の決定をしたときは、その理由を付した書面をもって申請者に通知しなければならない。

の社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。
- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。
- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

○ 社員総会の決議があったものとみなされた場合には、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成しなければならない。

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなさ

として内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

れた日

- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を

○ 各役員それぞれが、本条の「欠格事由」に該当しないこと、及び次条の「親族等の排除」の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する旨の「就任承諾及び誓約書」のコピーを、設立の認証の申請書に添付する必要がある。

○ 暴力団等の反社会的組織がこの制度を悪用することのないよう、以下の者は、特定非営利活動法人の役員となることができないとされている。

① 特定非営利活動促進法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

② 刑法上の傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

○ また、第十条第一項第四号において、申請に係る特定非営利活動法人が暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないことを確認したことを示す書面を設立

取り消された特定非営利活動法人の解散
当時の役員で、設立の認証を取り消され
た日から二年を経過しない者

(役員の子族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役
員について、その配偶者若しくは三親等以
内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該
役員並びにその配偶者及び三親等以内の親
族が役員の総数の三分の一を超えて含まれ
ることになってはならない。

(役員の子員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数
の三分の一を超える者が欠けたときは、遅
滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役
員の氏名又は住所若しくは居所に変更があ
ったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿
を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければ
ならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就
任した場合（任期満了と同時に再任された
場合を除く。）において前項の届出をするこ
ときは、当該役員に係る第十条第一項第二
号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出し
なければならない。

(役員の子期)

第二十四条 役員の子期は、二年以内におい
て定款で定める期間とする。ただし、再任
を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を
社員総会で選任することとしている特定非
営利活動法人にあっては、定款により、後
任の役員が選任されていない場合に限り、
同項の規定により定款で定められた任期の
末日後最初の社員総会が終結するまでその
任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めると
ころにより、社員総会の議決を経なければ
ならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上

認証申請時に提出させる措置を講じている
ところである。

○ 特定非営利活動法人の「不特定かつ多数
のものの利益の増進に寄与する」という性
格に鑑み、その役員構成についても、特定
の親族、同族で占められることを排除する
規定である。

○ 役員が前条の「欠格事由」や本条の「親
族等の排除規定」に違反していないかにつ
いては、合理的な疑いがない限り、就任承
諾及び誓約書のコピー（第十条第一項第二
号ロ）で判断することになる。

○ 「役員の子名又は住所に変更があったと
き」には、①改姓等による氏名の変更、②
住所の変更、③役員の子替による変更など
が含まれる。

○ 役員が「新たに就任した場合」の提出書
類

・ 第十条第一項第二号ロ（就任承諾及び誓
約書のコピー）

○ 定款の変更は、所轄庁の認証を受けなけ
れば、その効力を生じない。ただし、届け

が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。
- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八

出で足りる事項もある。

- ・第十条第二項（認証の申請に係る公告、縦覧 等）
- ・第十二条（認証の基準等）
- 「認証を受けなくても良い定款変更」は、遅滞なく所轄庁に届け出る。

条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業

○ 本項の「内閣府令」とは、「特定非営利活動促進法第二十六条第三項の事務の引継ぎに関する内閣府令」（平成十年六月二十四日・総理府令第四十四号）。

○ 会計の原則は、①正規の簿記の原則に従った記帳、②会計処理の真実性、明瞭性の確保、③会計処理の継続性の確保の3つの原則を定めたもので、公開の対象とされている財産目録等の作成に関する必要最小限度の義務付けを行おうとするものである。

○ 「正規の簿記の原則」とは、会計記録の正確性を期する上に、必要な基準となるべき記録計算の方法とされる。

・ 内容的には少なくとも次の3つが含まれているものと解されている。

① 取引記録が客観的にして、証明可能な証拠によって作成されていること。

② 記録計算が明瞭正確に行われ、かつ、順序区分など体系的に整然と行われていること。

③ 取引記録の結果を総合することによって簿記の目的に従い、企業の財政状況及び経営成績、あるいは財産管理の状態等を明らかにする財務諸表が作成できること。

○ 更に、特定非営利活動法人がその他の事業を行う場合には、その収益事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業（本来事業）に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないものとされている。

○ 特定非営利活動法人の事務所における情報公開

・ 毎年における関係書類の作成、備え置き

年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、以下の資料を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間その事務所に備え置かなければならない。

【事業報告書等】

① 前事業年度の事業報告書

② 前事業年度の計算書類

③ 前事業年度末日における財産目録

④ 年間役員名簿

⑤ 社員のうち十人以上の氏名及び住所又は居所を記載した書面

・ 社員、利害関係人による閲覧

特定非営利活動法人の社員その他の利害関係人から、「事業報告書等」、「役員名簿」又は「定款等」の書類の閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させなければならない。「正当な理由」とは、休日や時間外の閲覧請求、明らかに不法・不当な目的による閲覧請求である等の理由が想定される。

○ 「利害関係人」とは、「その直接の当事者でないが、それに法律上の利害関係を有するもの」をいう。具体的には、債権者、保証人等で法人と取引等の契約関係がある者、法人の行為により損害を被って損害賠償請求権を有する者などが考えられる。

紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告

期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四

○ 所轄庁への「事業報告書等」の提出義務
特定非営利活動法人は、毎年、「事業報告書等」を所轄庁へ提出しなければならない。

○ 所轄庁における情報公開
所轄庁は、特定非営利活動法人から提出された前項の書類について、「閲覧又は謄写の請求」があった場合は、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

○ 所轄庁の「認定」とあるが、「認定」と「認証」のちがいは。

- ・ 「認定」とは、一定の事実又は法律関係の存否を有権的に確認すること。
- ・ 「認証」とは、一定の行為又は文書の成立あるいは記載が正当な手続によってなされたことを公の機関が確認、証明すること。

号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請

求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足り

ないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受

けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政

○ 所轄庁は、本項に規定する「相当な理由があるとき」は、当該特定非営利活動法人に対し、その業務、財産の状況に関する「報告」をさせ、又は職員に「立ち入り検査」をさせることができる。

○ 本条による「報告・検査」の結果、当該特定非営利活動法人が第四十二条の「改善命令」の規定に該当する場合は、同条にもとづく「改善命令」を発することができる。

庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経なくても、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動

○ 「改善命令」を発することができるとき

- ① 特定非営利活動法人としての要件を欠くに至ったと認めるとき。
- ② 法令、行政庁の処分、定款に違反したとき。
- ③ その運営が著しく適正を欠くと認められるとき。
- 「改善命令」を発するに当たって「報告・検査」の前置規定がないので、本条の条件を満たす場合は、第四十一条の「報告・検査」の手続きを経ないで直ちに「改善命令」を発することは可能。

○ 「設立の認証の取消し」ができるとき

- ① 前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき。
- ② 三年以上にわたって「事業報告書等」の書類を提出しないとき。
- ③ 法令に違反した場合において、前条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき。

○ 本条の「設立の認証の取消し」は、行政手続法第二条第一項第四号の「不利益処分」にあたり、同法第十三条第一項第一号による「聴聞」の手続が保障されている。この聴聞の手続は、同法第十五条～第二十八条の規定に則して行われる。ただし、本法の第四十三条第三項～第四項の特例が適用される。

法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年

月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金

○ 法規第四条第一号にいう「合理的と認められる基準」に該当するか否かについては、その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されうるような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているもの。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた（例えば、個人会員と法人会員、一般会員と学生会員）としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられる。

○ 法第四十五条第一項第一号イ（１）の「総収入金額」及び（２）の「受入寄附金総額」のうちに含まれる寄附金は、その事業年度に受領したものに限られます。なお、特に規定はされていないが、活動計算書において、一般的に経常収支には含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、総収入金額には含まれない。

○ 法令第五条第一項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（PST）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができる。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、特定の国の補助金等の一部を算入する（しない）ということとはできない。

額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額
(第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。) から一者当たり基準限度超過額 (同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。) その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち (2) に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者 (当該事業年度における同一の者からの寄附金 (寄附者の氏名 (法人にあっては、その名称) その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。) の額の総額 (当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にす

○ 法規第五条第一号の金額は、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付された補助金等に限られる。

○ 法規第五条第三号の金額は、例えば、介護保険法第百二十一条から第百二十四条までの規定により国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当する。

○ 法規第五条第四号の金額は、販売を目的として保有していたもの以外のもの (固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの) の売却による収入がこれに該当する。

○ 法規第五条第一号に規定するもの及び同条第三号に規定する負担部分は、法第四十五条第一項第一号イ (2) の受入寄附金総額に含まれない。

○ NPO法人の会員が支払う会費は、例えば、賛助会員の会費でその実質が明らかに贈与と認められる場合は別として、一般的には法第四十五条第一項第一号イ (2) の受入寄附金総額に含まれない。

○ 法第四十五条第一項第一号イ (3) について、法規第四条の基準に適合する場合、いわゆるパブリックサポートテスト (PST) の計算において社員の会費の額を分子に算入することになる。

る者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等

○ 法規第十条の割合は、事業費の額によりその割合を算定しても、その事業費の額によって計算した割合がそのNPO法人の活動の実態を表さないものとなることがある。このような場合には、そのNPO法人の活動実態が明らかとなる指標により、合理性のある割合を算定する必要がある。

○ 法第四十五条第一項第二号イについて、NPO法人の社員であることをもって、そのNPO法人の会員に該当するというわけではない。ただし、そのNPO法人の定款などにおいて、例えば、「社員は会員から選ぶ」又は「社員となれば同時に会員にもなる」等の取り決めをしている場合には、社員はすべて会員となる。

○ 法規第十一条の者(会員に類するもの)とは、単にNPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されたものがすべて該当するわけではなく、NPO法人から継続・反復して資産の譲渡等を受けること又は相互の交流・連絡・意見交換に参加することが予定されている者としてNPO法人の帳簿書類等に登載され、かつ、実際に継続・反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流・連絡・意見交換に参加する者がこれに該当する。したがって、例えば、登録され

のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

た者を対象とし継続・反復して行われるカルチャースクールや、講習会のような活動により役務の提供を受ける者（法規第十二条に該当する者を除く。）は会員に類する者に該当すると考えられる。また、例えば、登録された者を対象とした次のような相互の交流・連絡・意見交換に該当する活動に参加する者についても、会員に類する者に該当すると考えられる。

- ・サークルや同窓会のような活動
- ・過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したシンポジウム（実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため）

- 法規第十二条の者（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）とは、例えば、次の事例のように、会員を広く一般に募集するなど不特定多数の者を対象とした法人の提供するサービスを利用するだけの会員であって、そのサービスの利用以外にその法人の業務活動等に関係しないものがこれに該当すると考えられる。

- ・ NPO 法人の行う介護サービスを受ける場合、定期的なサービスの提供のために介護会員登録を行うこととしており、会員となった者以外では NPO 法人の介護サービスを受けることはできない。ただし、介護会員となるためには特に資格等はなく、介護を受ける必要のある者であれば誰でも会員となることができる。なお、定款により正会員は当法人の社員となり表決権を有するが、サービスを受けるための会員は介護会員となり、正会員と異なり表決権はなく、介護会員は介護サービスを受ける以外に NPO 法人の業務及び活動に携わることはない。

- 入会金又は会費等の名目により NPO 法人が会員等から受領した金額のうちに、次に掲げるようなものが含まれている場合には、それぞれ次に掲げる金額を資産の譲渡等の対価として法規第十三条第一号又は第二号に該当するかどうかを判断すること。

- ・ 会費を支払うことにより本来有料であるサービスが無料で受けられる場合のそのサービスの本来の料金
- ・ 会費を支払うことによりサービスの料金が割引される場合の、割引前の料金と

- ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- （１） 会員等
 - （２） 特定の団体の構成員
 - （３） 特定の職域に属する者
 - （４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

- 法第四十五条第一項第二号ロに規定する活動は、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動がこれに該当するため、便益を受ける者に対する直接の活動に限られず、間接的ではあるがその活動の結果、特定の範囲の者に便益が及ぶ次に掲げるような活動もこれに該当する。
- ・ 特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減などを求めて、雇用者等に対して行う活動
 - ・ 特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルの建築をしようとする者等に対して行う活動
- 法規第十五条にいう市町村とは、日本国内の市町村をいうため、NPO法人の行った活動が、外国の同一の市町村内の者のために行われた活動である場合には、その活動は法第四十五条第一項第二号ロ（４）の「特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者」に便益が及ぶ活動には該当しない。
- 法第四十五条第一項第二号ハにいう「著作物」とは、著作権法の保護の対象になるものに限りらない。ただし、現在において一般に普通名詞で表現されるようになったものは、同号ハにいう「特定の著作物」には該当しない。
- 法第四十五条第一項第二号ニの活動は、特定の者の意に反する活動がこれに該当するため、直接、その特定の者に対して活動を行う場合に限られず、間接的ではあるが、当該特定の者の行っている活動の認知度、当該特定の者とNPO法人との関係等から、その特定の者に対してその者の意に反する活動を行っていると認められる活動はこれに該当する。
- 法第四十五条第一項第三号イの割合の算定は、最も大きな親族グループ又は法人グループで行うことになる。仮に、複数の親族グループが存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はない。
- （計算例）
- ・ 役員の数……………

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準

- ・ 役員Aさんの親族グループ……………4名
- ・ 役員Bさんの親族グループ……………3名
- ※ 他には、親族グループも法人グループも存在しない。
- この場合、（4名＋3名）÷20名 という計算式ではなく、4名÷20名 という計算式により算定した割合により、法第四十五条第一項第三号イの基準に適合するかどうかを判定することになる。したがって、この例の場合には、4名÷20名（1/5）≤1/3 となりますから、同号イの基準に適合することになる。
- 法規第十六条第二号に規定する「生計を維持しているもの」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいう。
- 法規第十六条第三号に規定する「これらの者と生計を一にしているもの」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいうため、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当する。
- 法規第十七条の関係とは、一の者が法人の発行済株式等の50%以上を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係をいい、これを直接支配関係という。
- 法第四十五条第一項第三号ニの「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいうため、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たる。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出

に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできない。

○ 法第四十五条第一項第四号(イ)の(1)から(3)までに掲げる活動は、法においては「主たる目的」としてこれを行うことはできないとされている(主たる目的でなければ行うことができる。)。しかしながら、認定を受けるためには、「主たる目的」であるかどうかにかかわらず、これらの活動を一切行うことはできない。

○ 法規第二十三条第一号から第三号の「特別の利益」を与えているかどうかの判定に当たっては、NPO法人が役員等に対する債権を放棄するなどの行為を行ったことにより実質的に役員等に対して給与を支給したのと同様の経済的効果をもたらすもの(病気見舞、災害見舞等のように一般的に福利厚生費として支出されているものは除く。)がある場合には、これらをその役員等に対して支払っているものとして、「特別の利益」を与えているかどうかを判定する必要がある。

○ 法規第二十三条第四号の者に対し寄附を行うこととは、寄附金という名目で支出しているかどうかにより判定するものではないから、いずれの名目とするかを問わず、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与を行った場合には、これに該当する。

○ 特定非営利活動とそれ以外の活動とに共通する事業費がある場合には、継続的に、資産の使用割合、従事者の作業時間数、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他その事業費の性質に応じた合理的な指標により特定非営利活動とそれ以外の活動とに配賦し、これに基づいて法第四十五条第一項第四号ハ及びニの基準の判定を行うことになる。

○ 法規第二十四条により、法第四十五条第一項第四号ハに規定する割合に代えて同号の基準の判定の指標とすることができる割合は、その法人の事業活動のうちに特定非営利活動の占める割合を同号ハに規定する割合よりも合理的に算定できるものでな

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算について

れば認められない。

○ 法第四十五条第一項第七号の「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実」には、例えば、法第四十二条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当するものと考える。

○ 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニの基準は、実績判定期間において適合している必要があるが、第三号、第四号イ及びロ、第五号から第七号までの基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時まで適合している必要がある。

なお、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合並びに申請書を提出する時点において海外への送金（又は金銭の持出し）を行う予定がある場合及び認定申請後認定を受けるまでの間にその予定が生じた場合には、速やかに法第五十四条第三項及び第四項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

○ 法令第五号第三項において、法第四十五条第一項第一号に規定するいわゆるパブリックサポートテスト（P S T）の計算について、選択により国の補助金等を分母、分子に算入することができる。なお、国の補助金等を分母、分子に算入するか否かについては、実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要があるため、特定の国の補助

は、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為

金等の一部を算入する（しない）ということとはできない。

により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動

法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのあ

る文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号(第二号及び第四号を除く。)に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証を

したとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府

令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所管庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五

○ 法第五十四条第三項の「助成金」はN P
○ 法人が事業として助成するものをいう。
したがって、助成対象者の募集及び選定の方法並びに助成内容を明らかにし、反復継続的に行われているようなものはこれに該当する。

○ 初めて認定を受けようとする場合、法第五十四条第三項及び四項の基準は、実績判定期間（過去）において適合する必要はないが、認定時において適合していなければならない。したがって、認定申請後認定を受けるまでの間に助成金の支給を行った場合並びに申請書を提出する時点において海外への送金（又は金銭の持出し）を行う予定がある場合及び認定申請後認定を受けるまでの間にその予定が生じた場合には、速やかに法第五十四条第三項及び第四項に定められている書類を備え置くとともに、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

年間に提出を受けたものに限る。)について
閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき。）。)

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき。）。)

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認

定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、そ

の合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定

非営利活動法人としての地位を承継する。

- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営

利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号(第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項

の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条

第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得

税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場

合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規

定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三

条第五項において準用する場合を含む。)及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。)又は第五十四條第二項及び第三項まで(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五條第七項若しくは第二十九條(これらの規定を第五十二條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十九條第四項(第五十一條第五項、第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。)又は第五十二條第二項、第五十三條第四項若しくは第五十五條第一項若しくは第二項(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一條の三第二項又は第三十一條の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八條の二第一項、第三十一條の十第一項又は第三十一條の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五條第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五條第二項又は第三十六條第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一條第一項又は第六十四條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一條 第四條の規定に違反した者は、十萬圓以下の過料に処する。

別表(第二條関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動

- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対して

された申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

- 2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。
- 3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければ

ばならない。

- 2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

- 2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

- 2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。
- 3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

- 4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

（仮認定に関する経過措置）

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条～第十七条 略

（政令への委任）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二四年八月一日法律第五
三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二四年一〇月政令二五七号により、平成二四・一〇・三〇から施行〕

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔平成二四年一〇月政令二六〇号により、平成二五・一・三〇から施行〕

二 〔略〕

附 則〔平成二五年十一月二七日法律第八六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二六年四月政令一六五号により、平成二六・五・二〇から施行〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成二八年六月七日法律第七〇号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二八年一二月政令三六九号により、平成二九・四・一から施行〕

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条

第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

- 2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六

条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項

（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみ

なす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、

新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的及び業務

二 名称

三 事務所の所在場所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所

在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第十三条 第八条及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（登記の嘱託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（登記簿）

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（[会社法](#)（平成十七年法律第八十六号）[第二条第三十四号](#)に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて[同号](#)に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（代理人の登記の申請）

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

（解散の登記の申請）

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

（合併による変更の登記の申請）

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたと

きは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（合併による設立の登記の申請）

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（[商業登記法](#)の準用）

第二十五条 [商業登記法](#)（昭和三十八年法律第百二十五号）[第一条の三](#)から[第五条](#)まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、[同法第二十五条](#)中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、[同条第三項](#)中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、[同法第四十八条第二項](#)中「[会社法第九百三十条第二項](#)各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条 （略）

附 則 （平成二三年一〇月一四日政令第三一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

附 則〔平成二八年一一月一一日政令第三四九号〕
(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。
- 3 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については、なお従前の例による。

別表 (第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係)

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め 資産の総額

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

改正

平成一二年一二月二七日条例第五五号

平成一五年三月一九日条例第一二号

平成一八年三月二三日条例第一二号

平成二〇年一二月二四日条例第五四号

平成二四年三月二七日条例第一〇号

平成二九年三月二八日条例第一二号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人（法第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を設立しようとする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
 - 2 法第十条第一項第二号ハに規定する各役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるものは、次に掲げるとおりとする。
 - 一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
 - 二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
 - 3 前項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。
 - 4 法第十条第三項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。
- 一部改正〔平成一五年条例一二号・二四年一〇号〕

(社員総会の議事録)

第三条 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）第二条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(定款の変更の認証申請)

第四条 法第二十五条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

2 第二条第四項の規定は、定款の変更の認証申請について準用する。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(定款の変更の届出)

第五条 法第二十五条第六項の規定による届出は、次に掲げる事項その他必要な事項を記載した届出書により行わなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更内容

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(事業報告書等の提出)

第六条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号・二四年一〇号〕

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第七条 法第三十条及び法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行う。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(合併の認証申請)

第八条 法第三十四条第四項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項から第四項までの規定は、合併の認証申請について準用する。

一部改正〔平成二四年条例一〇号〕

(認定の申請)

第九条 法第四十四条第二項の申請書には、次に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 認定を申請しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立年月日
- 二 現に行っている事業の概要

2 前項の規定は、法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書について準用する。この場合において、前項第一号中「、主たる事務所の所在地及び設立年月日」とあるのは、「及び主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(知事が所轄するもの以外の認定特定非営利活動法人の書類の提出)

第十条 法第五十二条第二項の規定により県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって知事が所轄するもの以外のものが同項に規定する書類を知事に提出する場合は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(役員報酬規程等の提出)

第十一条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日から三月以内に行わなければならない。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(助成金支給書類の提出)

第十二条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、事後遅滞なく行うものとする。

2 前項の書類の提出は、規則で定める書面に添付して行わなければならない。

追加〔平成二四年条例一〇号〕、一部改正〔平成二九年条例一二号〕

(特例認定の申請)

第十三条 第九条第一項の規定は、法第五十八条第一項の規定により特例認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号中「認定」とあるのは、「特例認定」と読み替えるものとする。

追加〔平成二四年条例一〇号〕、一部改正〔平成二九年条例一二号〕

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十四条 第十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第十一条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第一項の書類の提出について、第十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条第二項の書類の提出について、それぞれ準用する。

追加〔平成二四年条例一〇号〕

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第十五条 法第七十五条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

追加〔平成一八年条例一二号〕、一部改正〔平成二四年条例一〇号〕

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一八年条例一二号・二四年一〇号〕

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十七日条例第五十五号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第十二号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了の日から三月以内に」とあるのは、「毎年三月三十一日までに」とする。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第十二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年十二月二十四日条例第五十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日条例第十号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定(「書面」の下に「として条例で定めるもの」を加える部分を除く。)は、同年七月九日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日条例第十二号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月二十四日条例第四号）（抄）

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項及び第二百九十一条の二第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定により、知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村又は広域連合が処理する事務）

第二条 知事の権限に属する別表第一の上欄に掲げる事務のうち同表の中欄に掲げるものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

（委任）

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

別表第一（第二条関係）

五十の二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	1 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人（その事務所が一の市町村の区域内のみに設置されるものに限る。以下この項において同じ。）の設立の認証をすること。 2 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公告又はインターネットの利用による公表をし、及び縦覧に供すること。 3 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により認証及び不認証の決定の通知をすること。 4 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により特定非営利活動法人の設立登記の届出を受けること。 5 法第十三条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認証を取り消すこと。 6 法第十七条の三の規定により仮理事を選任すること。 7 法第十七条の四後段の規定により特別代理人を選任すること。 8 法第十八条第三号の規定により監事の報告を受けること。 9 法第二十三条第一項の規定により役員の氏名等の変更の届出を受けること。 10 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証をすること。	大垣市、多治見市、関市、恵那市、土岐市、笠松町、養老町、揖斐川町、池田町、坂祝町及び白川町
---	--	---

	11 法第二十五条第六項の規定により定款の変更の届出を受けること。 12 法第二十五条第七項の規定により登記事項証明書の提出を受けること。 13 法第二十九条の規定により事業報告書等の提出を受けること。 14 法第三十条の規定により事業報告書等の閲覧及び謄写をさせること。 15 法第三十一条第二項の規定により解散の事由を認定すること。 16 法第三十一条第四項の規定により特定非営利活動法人の解散の届出を受けること。 17 法第三十一条の八の規定により清算人の届出を受けること。 18 法第三十二条第二項の規定により残余財産の譲渡の認証をすること。 19 法第三十二条の三の規定により清算の結了の届出を受けること。 20 法第三十四条第三項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証をすること。 21 法第四十一条第一項の規定により報告徴収等をすること。 22 法第四十一条第二項の規定により書面の提示及び交付をすること。 23 法第四十二条の規定により必要な措置を採るべきことを命ずること。 24 法第四十三条第一項又は第二項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。 25 法第四十三条第四項の規定により書面を交付すること。 26 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定により警察本部長の意見を聴くこと。 27 法第四十三条の三（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定により警察本部長の意見を聴くこと。	
--	--	--

笠松町特定非営利活動促進法施行細則

令和元年6月11日笠松町規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）及び岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年岐阜県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告又は公表は、笠松町公告式条例（昭和30年笠松町条例第1号）別表に定める掲示場に掲示又は町が開設するインターネットのホームページへの掲載により行う。

2 法第10条第2項に規定する所轄庁が指定する場所は、笠松町役場企画環境経済部企画課内とする。

(設立登記の届出)

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、様式第2号によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、様式第3号によるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第6条 法第25条第4項の申請書は、様式第4号によるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、様式第5号によるものとする。

(定款の変更の登記完了提出書)

第8条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、様式第6号によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時に登記事項証明書を提出する場合にあっては、この限りでない。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、様式第7号によるものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 県条例第7条の規則で定める場所は、笠松町役場企画環境経済部企画課内とする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項の認定の申請は、様式第8号によるものとする。

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、様式第9号によるものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、様式第10号によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証)

第13条 法第32条第2項に規定する認証の申請は、様式第11号によるものとする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、様式第12号によるものとする。

(合併の認証申請)

第15条 法第34条第4項の申請書は、様式第13号によるものとする。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第16条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人

について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書は、様式第14号によるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第18条 法第41条第3項の証明書は、様式第15号によるものとする。

(書面の作成等における情報通信の技術を利用する方法)

第19条 県条例第15条第2項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第20条 県条例第15条第2項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができなければならない。

第21条 県条例第15条第2項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、令和元年6月11日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

笠松町長 様

申請者 住所又は居所

氏 名

法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款 2 部
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2 部
- (3) 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1 部
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前 6 月以内に作成されたもの） 1 部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1 部
- (6) 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1 部
- (7) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
- (8) 設立趣旨書 2 部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1 部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2 部

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

役 員 の 変 更 等 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 事 項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

- 備考
- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載するとともに、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
 - 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
 - 改姓又は改名の場合は、旧姓又は旧名を「氏名」の欄に括弧を付して併記すること。
 - 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること
 - 変更後の役員名簿を添付すること。
 - 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 当該役員の住所又は居所を証する書面（届出の日前6月以内に作成されたもの）
 - 上記(2)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 2 5 条第 3 項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更しようとする日

3 変更の理由

- 備考 1 次の書類を添付すること。
- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1 部
 - (2) 変更後の定款 3 部
 - (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第 1 1 条第 1 項第 3 号又は第 1 1 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。） 2 部
- 2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考 1 に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2 部
 - (2) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 1 2 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
 - (3) 直近の法第 2 8 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第 1 0 条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び第 1 4 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第 3 4 条第 5 項において準用する第 1 0 条第 1 項第 7 号の事業計画書、法第 3 4 条第 5 項において準用する法第 1 0 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 3 5 条第 1 項の財産目録） 1 部

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 2 5 条第 6 項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更した日

3 変更の理由

備考 議事録の謄本 1 部及び変更後の定款 2 部を添付すること

定款の変更の登記完了提出書

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項の規定により提出します。

備考 登記事項証明書 1 部及びその写し 1 部を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度の事業報告書等を提出します。

備考 次の書類を各2部添付すること。

- （1）前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- （2）前事業年度の年間役員名簿（前年において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- （3）前事業年度の社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 3 1 条第 1 項第 号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

- 備考 1 の部分には、解散事由の区分に応じ、1（社員総会の決議）、2（定款で定めた解散事由の発生）、4（社員の欠亡）又は 6（破産手続開始の決定）を記入すること。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清 算 人 就 任 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備考 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 3 2 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

残余財産の譲渡を受ける者	譲渡する残余財産

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 3 2 条の 3 の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の合併の認証を申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併により設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1 部
- (2) 定款 2 部
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2 部
- (4) 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1 部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前 6 月以内に作成されたもの） 1 部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1 部
- (7) 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1 部
- (8) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
- (9) 合併趣旨書 2 部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2 部

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 3 9 条において準用する同法第 1 3 条第 2 項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- （1）合併の認証に係る定款
- （2）合併当初の財産目録
- （3）合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

（表面）

第	号
所	属
職	名
氏	名

特定非営利活動促進法第41条第 3 項の規定
による職員の証

年 月 日 交付

笠松町長 印

（裏面）

特定非営利活動促進法 （抜粋）
（報告及び検査）

第 4 1 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。